

基安安発 0830 第 1 号

平成 22 年 8 月 30 日

愛知労働局労働基準部安全課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

(契印省略)

移動式クレーン製造許可に係る疑義について

平成 22 年 7 月 8 日付け事務連絡をもって照会のあった標記については、貴見のとおりとする。

なお、クレーン等安全規則第 53 条第 2 項に掲げる事項のうち、国外 B 社に係る事項を記載した書面については、国内 A 社が申請する移動式クレーン製造許可申請書に添付させることとされたい。